



平成16年 3月 12日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 イ チ ヤ
代表者の
役職氏名 代表取締役社長 吉岡 公和
(登録銘柄 コード番号9968)
問い合わせ先 取締役財務本部長
曽我部 達雄
T E L 088-823-2638

第三者割当による新株予約権発行に関するお知らせ

平成16年3月12日開催の取締役会において、第三者割当による株式会社イチヤ第2回新株予約権の発行について下記のとおり決議致しましたのでお知らせ致します。

記

1. 新株予約権発行の条件

- (1) 平成16年5月12日開催予定の臨時株主総会に付議する「定款一部変更の件」が決議されることを条件とする。
- (2) 株主以外の者に対し、特に有利な条件を付した新株予約権を発行することから、商法第280条の20及び第280条の21にもとづき同臨時株主総会において、以下の各項目について決議されることを発行条件とする。

2. 新株予約権発行の理由

当社は、現在、新規事業の開発と育成のために平成14年11月16日付をもって、第1回新株予約権を発行しており、新株予約権者に対して、その権利行使の促進依頼を行ってまいりましたが、平成16年3月現在迄の行使状況は、発行総額の約1/4の行使で止まっており、その殆どが行使されない状態が継続し、事業資金および運転資金に影響が生じております。

そのため、改めて新株予約権を発行することで、当該事業資金および運転資金の確保を容易にし、当社の財務体質の強化と既存事業を含めた積極展開が可能となるものと判断したことから、特定の第三者に対して、特に有利な条件で新株予約権を発行するものであります。

3. 新株予約権発行の要領

- (1) 新株予約権の名称 株式会社イチヤ第2回新株予約権
- (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数
株式の種類及び数 当社普通株式 150,000,000株
(新株予約権1個につき1,000株)

株式の数の調整

下記(9)に従って、新株予約権の行使により発行又は移転する新株式1株あたりの行使価額の調整がなされた場合、新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整される。但し、1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

株式数 = 払込金額 ÷ 行使価額

- (3) 発行する新株予約権の総数 150,000 個
 (4) 新株予約権の発行価額 1 個につき 200 円 (1 株につき 0.2 円)
 (5) 新株予約権の発行価額の総額 30,000,000 円
 (6) 新株予約権の割当先及び割当数 未定 (当社の役員、従業員、会社関係者及び株主以外の特定の第三者とし、今後の取締役会で決定する。)
 (7) 新株予約権の申込期間 平成 16 年 5 月 31 日 ~ 平成 16 年 6 月 1 日
 (8) 新株予約権の払込期日 平成 16 年 6 月 2 日
 (9) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額 (以下、「行使価額」という。)

行使価額は、1 個につき 25,000 円又は、行使日の前日に相当する取引日の終値に 0.9 を乗じた価格 (円未満切上げ) に (2) に定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額を比較し、いずれか低い方を行使価額とする。

行使価額の調整

行使価額は、当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合は次の算式により調整される。(尚、次の算式において、「既発行株式数」には、当社が自己株式として保有する当社普通株式の数は含まないものとし、当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行し又は自己株式を処分する場合には、「新発行株式数」には当該発行又は処分される株式数を含むものとする。) 但し、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当りの発行・処分価額}}{\text{1株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

尚、行使価額は、株式の分割もしくは株式併合の場合、時価を下回る払込価額で自己株式を処分する場合、株式に転換できる証券を発行する場合、又は新株予約権もしくは新株予約権を付与された証券の発行が行われる場合等にも調整される。

- (10) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の総額
 当初 3,750,000,000 円
 (11) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額
 当初 1 個につき 25,200 円 (1 株につき 25.2 円)
 (12) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額
 当初 3,780,000,000 円
 (13) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組み入れない額
 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中、資本に組み入れない額は、当該発行価額より資本に組み入れる額を減じた額とする。資本に組み入れる額とは、当該発行価額に 0.5 を乗じた額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。
 (14) 新株予約権の期中行使があった場合の取扱い
 本新株予約権の行使により交付する株式に関する利益配当金又は中間配当金 (商法 293 条ノ 5 による金銭の分配) は、本新株予約権行使の効力発生日の属する配当計算期間 (現在 7 月 31 日及び 1 月 31 日に終了する各 6 ヶ月の期間) の初めに本新株予約権行使の効力が発生したものとみなして、これを支払う。
 (15) 新株予約権の行使期間
 平成 16 年 6 月 3 日から平成 18 年 7 月 31 日まで。
 但し、行使期間の最終日が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(16) 新株予約権の行使条件

各新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。

(17) 株式交換・株式移転における新株予約権の承継

当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行うときは、新株予約権にかかる義務を当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社に承継させる。ただし、当該株式交換にかかる株式交換契約書又は当該株式移転にかかる株主総会決議において、次の に定める方針に沿った内容の定めがなされた場合に限るものとする。

承継される新株予約権の内容の決定の方針

(ア) 目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

(イ) 目的たる完全親会社の株式の数

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整するものとし、調整後 1 株未満の端数は切り捨てる。

(ウ) 権利行使に際して払込むべき金額

承継前における価額と同額

(エ) 権利行使期間

承継前における権利行使期間に同じ

(オ) その他の権利行使の条件

原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については、株式交換又は株式移転の際に当社取締役会において定めるものとする。

(カ) 消却事由及び消却条件

原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については、株式交換又は株式移転の際に当社取締役会において定めるものとする。

(キ) 新株予約権の譲渡制限

完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

(18) 譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を受けなければこれを行うことができない。

(19) 新株予約権証券の発行

新株予約権証券の発行はこれを行わないものとする。

(20) 新株予約権の発行価額及び新株予約権の行使に際し払込をなすべき額の算定理由

新規事業用資金と運転資金を機動的に調達すること及び財務体質の改善を図るため新株予約権を発行するものであります。また当社の株価の推移状況(業績の低迷等から当社の株価は低迷状態である)からブラックショールズモデルによる算定は適切でないと判断し、当社の財務状況と今後の業績見通し(平成 16 年 7 月期売上高見込は 721 百万円、経常損失見込は 450 百万円)を踏まえて、新株予約権 1 個の発行価額は 200 円といたしました。

また、行使価額は、現在発行の第 1 回新株予約権の行使価額を基準としており、行使日の前日に相当する取引日の終値に 0.9 を乗じた価格に(2)に定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額を比較し、いずれか低い方の金額を払込むべき金額といたしました。

(21) 募集の方法

第三者割当の方法による。

(22) 新株予約権の行使請求受付場所

当社高知本社 管理本部

(23) 前期各号については、証券取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

(ご参考)

1. 新株予約権発行の理由

当社は、昭和 22 年 3 月創業以来、本社のある高知市を中心に「紳士服等衣料品の小売業」を営み、昭和 27 年 6 月に株式会社を設立、事業規模を拡大し、昭和 58 年以降、郊外型の店舗展開が順調に推移いたしましたが、同業社間での競合の激化と消費の低迷もあって業績が悪化し、当社は経営再建のため、平成 11 年 11 月飲食事業(焼肉店「牛藩」)の展開を開始いたしました。以後、事業の柱となる新規事業の開発に注力してまいりました。具体的には、不動産事業、自動製作機械の製造事業、絵画・美術品取扱事業等に取り組んでまいりましたが、事業としての確立には至らず、また、前期より IT 関連事業に係る営業の一部譲受けを行い、同事業の育成のため東京事務所を設置し、新規事業を含めた展開を開始しましたが、今後の事業展開と投資額に見合う採算性について再検討した結果、IT 関連事業の撤退を決議致しました。

そのような中、新規事業の開発と育成のための資金調達といたしまして、平成 14 年 11 月 16 日付をもって、第 1 回新株予約権を発行し、新株予約権者に対して、その権利行使の促進依頼を行ってまいりましたが、発行総額 4,000 百万円のうち、945 百万円の行使に止まっており、その殆どが行使されない状態が継続し、事業資金および運転資金に影響が生じております。

そのため、改めて新株予約権を発行することで、当該事業資金および運転資金の確保を容易にし、当社の財務体質の強化と既存事業を含めた積極展開が可能となるものと判断したことから、特定の第三者に対して、特に有利な条件で新株予約権を発行するものであります。

<セグメント別売上状況>

	平成 14 年 7 月期 (実績)	平成 15 年 7 月期 (実績)	平成 16 年 7 月期 (見通し)
衣料事業	484 百万円	328 百万円	247 百万円
飲食事業	416	414	410
アート関連事業	1,877	-	-
自動製作機事業	216	-	-
不動産関連事業	56	38	61
その他	3	3	3
計	3,052	784	721

これらの状況と今後の新規事業を含めた積極的な事業展開を行うための安定的な事業資金及び運転資金を確保するため、現在、金融機関からの資金調達も非常に難しいことから、当社の現状と業績見通しを勘案し、新株予約権の発行を決議したものであります。

今回の資金調達により、新規事業の早期確立を行い、財務体質の強化と業績拡大に向けて一層の積極経営を行うことで、株主の利益につながるものと確信しております。

2. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

新株予約権の発行による資金の使途につきましては、発行価額の総額 3,780 百万円(新株予約権が全部行使された場合の調達予定額)から発行諸費用の概算額 200 百万円を差し引き、新規事業用資金として 1,500 百万円、借入金返済及び運転資金として 2,080 百万円を充当する予定であります。(平成 16 年 7 月期～平成 18 年 7 月期)

(2) 前回調達資金の使途の変更

平成 13 年 4 月 2 日払込のユーロ円建転換社債による手取金 1,600 百万円は、資金運用として投資事業組合へ 1,000 百万円出資、残金につきましては、新規事業開発資金として使用し

ております。

平成 13 年 8 月 7 日払込のユーロ円建転換社債による手取金 1,600 百万円は、当初の計画であった、金融機関等への借入金返済として、借入先金融機関毎に協議の上、450 百万円の返済を実施いたしました。残金につきましては、上記と同様に投資事業組合への出資を行い、資金運用を行ってまいりましたが、前々期決算において運用損失として計上しております。平成 14 年 8 月 2 日払込の円建転換社債型新株予約権付社債による手取金 190 百万円は、払込金額が当初計画を大幅に下回りましたが、当初の計画に沿って運転資金として使用しております。

平成 14 年 11 月 16 日発行の第 1 回新株予約権につきましては、前述のとおり、払込予定総額 4,000 百万円のうち、現在 945 百万円が権利行使され払込がありました。事業資金及び運転資金として使用しております。

(3) 会社収益への影響

新規事業の具体的な展開で事業の拡大と基盤強化が図られ、企業収益の改善が見込まれます。

資本の増加に伴い、財務体質の強化を図ることが可能となります。

3. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

今回の資金調達により、財務体質の強化を図り、新規事業の育成を促進し、事業基盤の強化及び収益性の向上を図り、早期の業績黒字化と株主の皆様への利益配分をできますよう全社をあげて経営努力する所存であります。

(2) 過去 3 決算期間の配当状況

	平成 13 年 7 月期	平成 14 年 7 月期	平成 15 年 7 月期
1 株 当 た り 利 益 (円)	111.11	41.69	8.67
1 株 当 た り 配 当 金 (円)	-	-	-
実 績 配 当 性 向 (%)	-	-	-
株 主 資 本 利 益 率 (%)	-	-	-
株 主 資 本 配 当 率 (%)	-	-	-

(3) 業績の実績と見通し

	売 上 高	経常利益	当期純利益
平成 15 年 7 月期 (実績)	784 百万円	374 百万円	545 百万円
平成 16 年 7 月期 (見通)	721	449	608

4. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報等

新株予約権の行使により、直近（平成 16 年 2 月末）の発行済株式数に対する潜在株式の比率は、第 1 回新株予約権の権利未行使分の潜在株を含めまして、69.5 %となる見込みであります。

(2) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況

過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスは次のとおりであります。

(a) ユーロ円建転換社債の発行

発行総額 1,600,000 千円
発行日 平成 13 年 4 月 2 日
転換価額 60 円
転換率 100 %

(b) ユーロ円建転換社債の発行

発行総額 1,600,000 千円
発行日 平成 13 年 8 月 7 日
転換価額 100 円
転換率 100 %

(c) 円建転換社債型新株予約権付社債の発行

発行総額 190,000 千円
発行日 平成 14 年 8 月 2 日
行使価額 45 円
行使率 100 %

(d) 第 1 回新株予約権の発行

発行した新株予約権の数 160,000 個
発行日 平成 14 年 11 月 16 日
行使価額 1 個につき 25,000 円
行使率 23.6%

(3) 過去 3 決算期間の株価の推移

過去 3 決算期間及び今期の株価推移は次のとおりであります。但し、平成 16 年 7 月期の株価については、平成 16 年 3 月 12 日現在で表示しております。

	平成 13 年 7 月期	平成 14 年 7 月期	平成 15 年 7 月期	平成 16 年 7 月期
高 値	899	182	95	92
安 値	98	35	10	26

(4) 過去 3 決算期間の株価収益率及び株主資本利益率の推移

	平成 13 年 7 月期	平成 14 年 7 月期	平成 15 年 7 月期
株 価 収 益 率	-	-	-
株 主 資 本 利 益 率	-	-	-

5．新株予約権発行の日程（予定）

平成 16 年 3 月 12 日（金）

新株予約権の発行に関する取締役会決議

新株予約権の発行決議通知書提出

平成 16 年 5 月 12 日（水）

臨時株主総会開催日（上程・決議）

取締役会決議（割当先・割当個数の決定）

平成 16 年 5 月 13 日（木）

有価証券届出書を財務局に提出

平成 16 年 5 月 29 日（土）

届出書効力発生日

平成 16 年 5 月 31 日（月）

新株予約権申込開始日

平成 16 年 6 月 1 日（火）

新株予約権申込期日

平成 16 年 6 月 2 日（水）

払込期日

平成 16 年 6 月 3 日（木）

新株予約権の発行日

権利行使開始日

以 上